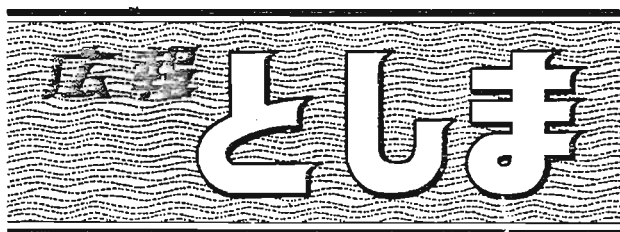


世帯と人口
6月1日現在

人口	303,476(+182)	前月比
男	150,680(+202)	
女	152,796(-110)	
世帯数	134,906(+397)	

(住民基本台帳による)



発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 ☎(981) 1111 千170 編集 企画部広報課

区民保養所からの お知らせ

区民保養所は、次の期間中次の理由により、一般の方の利用はできません。
あらかじめご了承ください。

- ★山中湖秀山荘(7月17日から8月23日まで)小学校林間学校開設のため。
- ★高瀬清流園(7月28日から8月6日まで)全国高校体育大会の選手宿舎になるため。

生業資金

第2回貸付
受付 7月1日～15日
貸付限度額
一世帯50万円まで

区には、無担保、低利子で融資する生業資金貸付制度があります。貸付の対象は、所得が一定水準に達しない世帯です。本年度第二回の貸付募集を次により実施いたしますので、ご利用ください。

- ① 貸付の資格は、これから事業をはじめようとする方、現在事業を営んでいるが、他の金融機関から資金の融資を受けられない方で、次のすべてに該当する方です。
- ② 豊島区に1年以上引き続き居住していること。
- ③ 昭和49年度の住民税を完納していること。ただし、法令により、課税されなかった者は除きます。
- ④ 東京都の区内に、確定な保証人が一人あること。

⑤ 事業計画が具体的、かつ実務的で、すぐに事業を開始できることまたは、現在事業を営んでいること。

⑥ 昭和49年度の住民税を完納していること。ただし、法令により、課税されなかった者は除きます。

⑦ 東京都の区内に、確定な保証人が一人あること。

原爆被爆者にお見舞金を

このほど、区では原爆で被災された方の生活意欲をたかめていただくために、次に該当する方々に、お見舞金をお贈りします。対象となる方は、申請してください。

このほど、区では原爆で被災された方の生活意欲をたかめていただくために、次に該当する方々に、お見舞金をお贈りします。対象となる方は、申請してください。

対象となる方は、申請してください。

◎老人医療費受給者証または医療証は、7月1日から新しくかわります。この切り替えは、当分の調査のため、該当する方には新しい受給者証(医療証)を今月中に郵送します。

◎6月30日まで有効の受給者証(医療証)で、お医者さんにかかっている方は、新しい受給者証(医療証)を必ずお医者さんの窓口に出してください。

◎有効期間の切れた受給者証は、同封の返信封筒でお返しくしてください。

◎お問い合わせは、厚生部福祉課 管理係(内線2622)

老人医療費受給者証と医療証の書き替え

◇加入している医療保険の種類や内容に変更があったときは、必ず当係へお届けください。

◇各種社会保険の被保険者本人

◇加入している医療保険の種類や内容に変更があったときは、必ず当係へお届けください。

◇各種社会保険の被保険者本人

社会を明るくする運動

7月19日—豊島公会堂で「講演」と演芸!

7月は、「社会を明るくする運動」の月です。この運動は、すべての人々が、犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生を助けること

◎都または、区から資金を借りた方は、その元金を返済していること。

◎受付期間 7月1日～15日まで

◎貸付金の限度額 一世帯50万円まで、ただし、区長が特に必要と認めるときは、70万円まで。

◎返済期間 6か月の据置期間を含み、5年以内。

◎貸付の利率 年利三・六五パーセント。ただし、据置期間無利子。

◎返済方法 元金均等月賦償還。

この運動は、関係機関・各団体地域住民の協力のもとに非行を誘う社会的要因をとり除き、非行の防止と、非行に陥った者の更生を図るための地域住民の活動を強力に推進しようとするものです。

こうした運動を広く、一般の方々にご理解いただくことを目的として、7月19日の午後1時から、豊島公会堂で「社会を明るくする運動」を開催することになりました。当日は、講演と芸能人多数によるアトラクションがありますのでお出かけください。

また、各地区でもいろいろな行事が行われます。区民の皆さまのご協力をお願いします。

保養施設のご利用

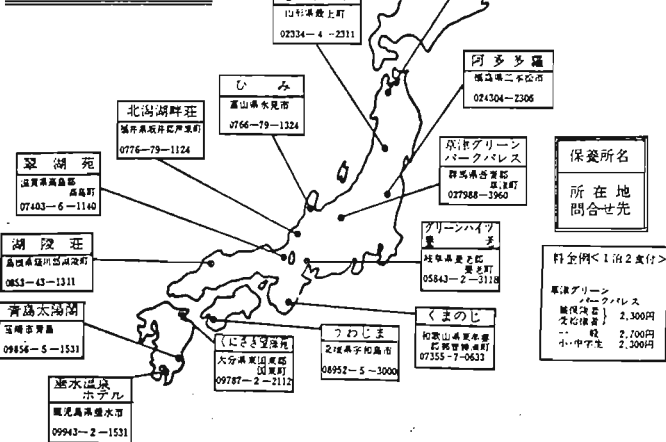
国民年金保養センターは、公営の宿泊施設として、現在全国の自然公園や温泉地などに14か所オープンしております。

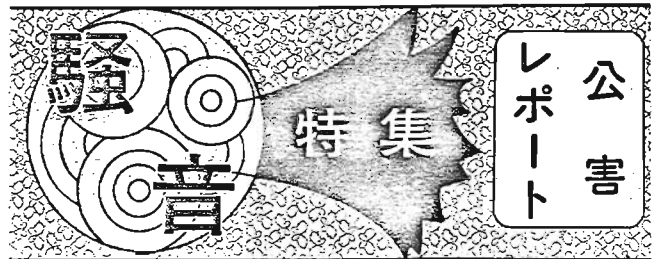
設備も明るく健全で、ご注文に際して自費料理や、特別献立も用意できますので、ご家族連れでも安心してご利用いただけます。

この施設は、国民年金加入の方や、年金を受けている方、またそのご家族の健康増進や休養、レクリエーションに役立てていただくために、つくられているものです。また、国民年金加入者に関係なく、どなたでも安い料金で利用することが出来ます。

宿泊の申込みは下記の保養センターに直接お問い合わせください。なお、ガイドブックは、区役所・出張所窓口にも用意してありますが、部数がありませんので、その場でご覧ください。

国民年金保養センター





公害レポート

(表1) 一台の自動車の騒音の許容限度 (運輸省告示)

観測の時点	車種	騒音限度	
		定常走行時	加速走行時
常時	普通車・小型車 軽自動車・原付車	85	—
	乗用車 (普通・小型・軽)	70	84
車検時	自動車	74	86
	原付車	70	80
	200馬力をこえるもの	80	92
	200馬力以下	78	89
トラック・バス等	車重3.5トン以下	74	85

単位:ホン (A)

(表2) 環境基準と要請基準

用途地域	面する道路の 等級数	環境基準		要請基準	
		昼	夜	昼	夜
第一種住居 専用地域	道路に面さない	—	—	—	—
	1車線	50	45	55	50
	2車線以上	55	50	60	55
第二種住居 専用地域	道路に面さない	—	—	—	—
	1車線	60	55	65	60
	2車線以上	65	60	70	65
近隣商業 商業地域	道路に面さない	60	55	65	60
	1車線	65	60	70	65
	2車線以上	70	65	75	70
工業地域	道路に面さない	65	60	70	65
	1車線	70	65	75	70
	2車線以上	75	70	80	75

自動車騒音

自動車騒音の最も大きな特徴はその発生源がたえず動き回っていることです。自動車の通る音がうるさいと道路へとび出した時には、すでに車ははるかかなたへ行ってしまうので、静かに運転しよう、といいたくてもできません。特に急な加速時の騒音は耳ざわりなものですし、大型車の場

区内の実状と対策は

区では、昭和47年より自動車騒音の測定を行っており、騒音規制法に基づいて、先に示した総理府厚生省令の基準 (以下要請基準という) を越えた地点について、都公安委員会道庁管理者に対し、交通

区内の実状は

最近、新幹線の騒音についていろいろの規制が行われようとしています。一般の列車については、まったく規制がありません。ロングレールを使用したり、編組構造になっていけば、騒音は多少さがりますが、そうでないところでは、被害者宅側に二重窓等を設ける等の防衛策をとるしかないわけです。

区内の実状は

区では初めて鉄道騒音の測定を実施の行い予定です。今年の本格的な調査を行ないます。今回の測定では距離減衰や周波数分析などを行いました。以下はその概要です。

①列車速度
列車の速度は36km/hから74km/hまででしたが、60km/h前後の列車が最も多くありました。全列車の平均でみると、列車速度が10km/h増す毎に2.0ホン騒音レベルが上昇し

②軌道からの距離
軌道に近い方の測定点と20mから20m遠ざかった地点での測定値を比較すると平均で1.0ホン、遠ざかった方が低い値となりました。

③周波数
全体の傾向として250Hzと500Hzを

中心周波数としていますが、貨物列車では更に低い周波数のものもありました。

④軌道およびレール
編組構造のレールは他の地点よりも数ホン低くなっているほか、ロングレールを使用している地点も、やや低い値といえます。

◆詳しいデータを区公署の方へ
現在、詳しいデータをまとめた報告書を作成中です。七月中旬にはできあがる予定ですので、ご入用の方は、区公署課 (内線2830) までどうぞ。

交通騒音

規制と現状 その対策

自動車の排出ガスに関しては日本版マスキー法なるものの施行により、近い将来、かなりの改善が見込まれていますが、騒音に関しては今のところ、このような規制は考えられていません。騒音のきわめて少ない自動車として電気自動車等があげられますが、その実用化に普及にはかなりの時間がかかるものと思われま

鉄道騒音

区内には国鉄山の手線と赤羽線、私鉄の西武池袋線と東武東上線、さらに地下鉄の丸の内線と有楽町線があり、また都電も走っています。地下鉄の場合、騒音は比較的問題が少ないのですが、その他はいずれも住宅密集地を通過しているため、列車通過時には会話ができなかつたり、テレビ、ラジオの音が聞きとれないほどの騒音が出

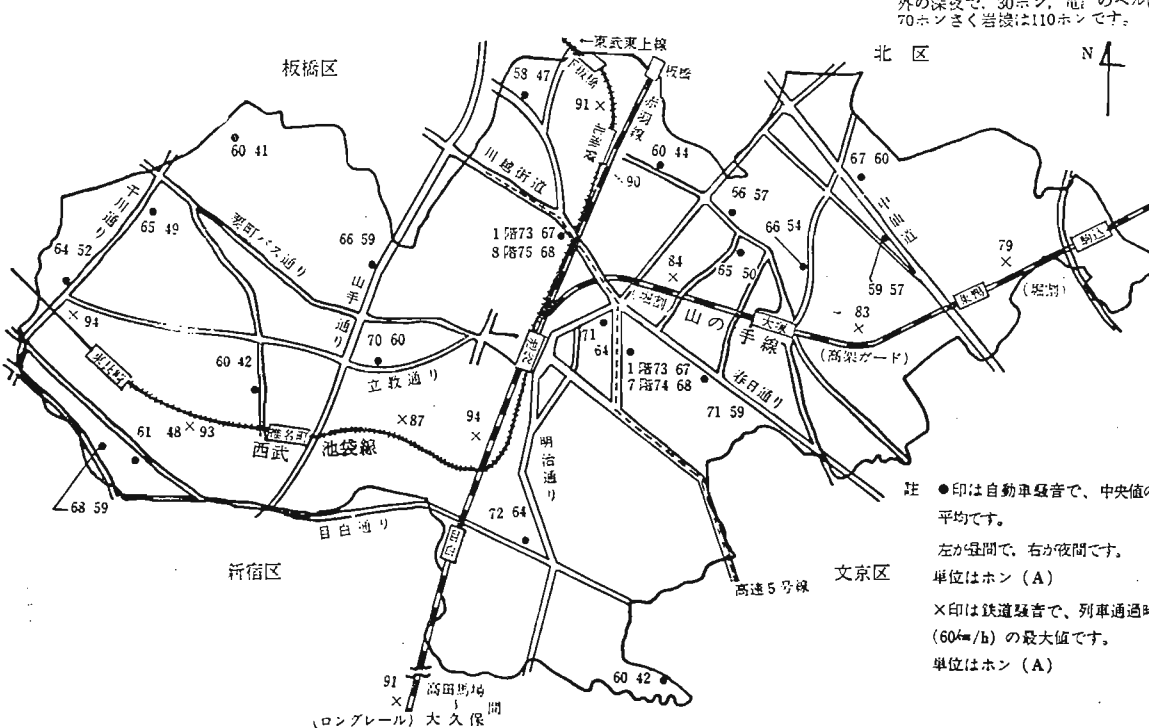
規制はどうなっているのか

最近、新幹線の騒音についていろいろの規制が行われようとしています。一般の列車については、まったく規制がありません。ロングレールを使用したり、編組構造になっていけば、騒音は多少さがりますが、そうでないところでは、被害者宅側に二重窓等を設ける等の防衛策をとるしかないわけです。

(表3)

道路名	要請年月日	行われた対策
立教通り	48年9月7日	時速制限を40km/hから30km/hへ
目白通り	同	交通取締りの強化
高速5号線 (池袋方面)	49年1月7日	時速制限を60km/hから50km/hへ 防音壁の設置 (長さ108m)
高速5号線 (池袋方面)	同	時速制限を60km/hから50km/hへ 防音壁の設置 (長さ208m)

自動車・鉄道騒音一測定地点図



$H_z = < \text{ヘルツ} >$ 周波数 (1秒当たりの振動数) の単位で、サイクルと同じ NHz の時騒音は最初の2つが40Hz 最後が880Hzとなっています。

●印は自動車騒音で、中央値の平均です。
左が昼間、右が夜間です。
単位はホン (A)
×印は鉄道騒音で、列車通過時 (60km/h) の最大値です。
単位はホン (A)

注 ●印は自動車騒音で、中央値の平均です。
左が昼間、右が夜間です。
単位はホン (A)
×印は鉄道騒音で、列車通過時 (60km/h) の最大値です。
単位はホン (A)

幼稚園 就園奨励費 補助金を

区では、幼稚園教育の振興を図るための施策の一つとして、保育

未納の税額が、普通徴収に切り替えて課税されます。

お知らせ 税金

◇退職後の特別区民税・都民税 特別区民税・都民税は、1月1日の住所地で前年の所得に対して課税されます。

従って、退職などにより現在収入が無くても、昭和49年中に所得があれば課税されます。

この点は、その年の所得に対して課税され、給与から源泉徴収される所得税と根本的に異なります。

特別区民税・都民税の特別徴収（給料から天引き）は、毎年6月を第1回とし、翌年の5月まで12回にわたって徴収されます。

このため、年の途中で退職されますと、天引きできなくなった未納の税額は、普通徴収に切り替えて課税され、納税通知書が送られます。また、第1回の徴収をされないうちに退職した場合は、普通徴収のみで課税され、納税通知書が送られます。

△例1 本年3月31日退職 昭和49年度分3月分まで徴収されているので、4月と5月に徴収される予定だった未納の税額が普通徴収に切り替えて課税されます。

△例2 昭和50年度分6月分まで徴収されているので、7月から来年度の5月まで徴収される予定です。

△例3 昭和49年度分5月分の徴収で完了してあるので課税されません。

△例4 昭和49年度分5月分の徴収で完了してあるので課税されません。

△例5 昭和49年度分5月分の徴収で完了してあるので課税されません。

△例6 昭和49年度分5月分の徴収で完了してあるので課税されません。

△例7 昭和49年度分5月分の徴収で完了してあるので課税されません。

料等の減額または、免除を行っている。この制度は、ご家庭の所得に応じて、4・5歳児（4月1日現在）を保育されている家庭に對して実施されるものです。

◇対象となる家庭は、昭和50年度の特別区民税の差引所得割額が、私立幼稚園：3万円以下、公立幼稚園：1万円以下になる家庭です。

◇減免額は、私立幼稚園：7千円、公立幼稚園：5千円、4万円。▼公立幼稚園：5千円、私立幼稚園：7千円、4万円。

△申請 電話で栄養指導係まで（97）二一九一

△申請 電話で栄養指導係まで（97）二一九一



「栄養教室」に参加してみませんか!

成人の方のために 高血圧や糖尿病などの成人病を予防し、健康で長生きしていただくために、下記の日程で栄養教室を開きます。

△日程と内容 第一日 7月1日(火) 1:30 第二日 7月8日(火) 1:30 第三日 7月14日(月) 1:30 第四日 7月22日(火) 1:30 第五日 7月29日(火) 1:30

△池袋保健所 毎週水曜日 1:30~3:00 △長崎保健所 毎週金曜日 9:30~11:00

△池袋保健所 毎週水曜日 1:30~3:00 △長崎保健所 毎週金曜日 9:30~11:00

△池袋保健所 毎週水曜日 1:30~3:00 △長崎保健所 毎週金曜日 9:30~11:00

保健所カレンダー

事業名	曜日	実施日	時間
一般成人健康相談	毎週月、水曜日	午前9:00~10:30 午後1:00~2:30	午前
養育相談	1月14, 28日	午後	午後
乳幼児健康診査	1, 8, 15日	午後	午後
3歳児健康診査	22日	午後	午後
栄養教室	7, 8, 14, 15日	午後	午後
成人病相談	毎週水曜日	午後	午後
ツベルクリ反応検査	1, 8, 15日	午後	午後
母子健康相談	9, 23日	午前	午前
産婦健康診査	3, 10, 17日	午後	午後
乳児に伴う母親の健康診査	3, 10, 17日	午後	午後
姉妹予防接種(BCG)	3, 10, 17日	午後	午後
3歳児心理相談	4日	午前、午後	午後
3歳児歯科健康診査	24日	午前、午後	午後
歯科衛生相談室	毎週	午前	午後
精神衛生相談	25日	午後	午後
貧血検査	24日	午後	午後
育児相談	4, 11, 18, 25日	午後	午後
母親学級	2, 9, 16, 23日	午後	午後
日本脳炎予防接種	毎月	午後	午後
食生活相談	毎週水曜日	午後	午後

△池袋保健所 毎週水曜日 1:30~3:00 △長崎保健所 毎週金曜日 9:30~11:00

6月27日に開かれます

「区立保育所条例の一部を改正する条例」などです。くわしいことは次回発行の「区議会だより」でお知らせします。

国民年金だより

国民年金保険料の納め忘れはありませんか 来月(7月)初旬には、昭和50年度第二期(7~9月)分の納付書をお手もとに添付いたします

児童館からのお知らせ

池袋児童館 6月26日からキャンプ参加者募集! 場所: 奥久慈キャンプ場 期間: 7月30日~8月1日

児童館からのお知らせ

池袋児童館 6月26日からキャンプ参加者募集! 場所: 奥久慈キャンプ場 期間: 7月30日~8月1日

勤労青少年の日

催しものいっぱい

働く青少年のみならず、余暇のひとときをくつろぎ音楽・読書・思案にふけり、ときには友と語り、互いに励まし合い、明日への希望と意欲を育てる「この場所」が勤労青少年センターです。

勤労青少年の日(7月19日)を記念して、「下記のようなどいい場所」を開きます。働く青少年・区民の方々のご来場を、お待ちしております。

また卓球、囲碁、写真・絵・その他作品展示参加ご希望の方は14日までに電話で、お申込みください。

〇申込み・問い合わせは勤労青少年センター(952334・北大塚1の15の10)



つどい(行事名)	と	き	会	場
1 青少年相談	7月17日(木)	午後6時から	3F	小集会室
2 グラスの会	7月18日(金)	・	2F	音楽室
3 卓球大会	7月19日(土)	・	2F	卓球室
4 囲碁大会	7月19日(土)	午後1時30分から	1F	音楽室
5 華道展	7月17日~19日	午前9時から	3F	中集会室
6 書道展	7月17日~31日	・	・	・
7 ふるさとコーナー	7月~8月	・	1F~3F	ロビー
8 写真・絵・その他作品展示	7月17日~19日	・	・	・

社会教育 関係団体 代表者の方へ

本年度は、社会教育関係団体調査票提出の年度となりましたので、調査票の提出を希望される団体は、次のとおり受付をします。

なお、調査票等を提出されませんと、審査のうえ、社会教育会館の利用優先申込み団体及び財政援助をします。

〇提出書類

- ◇社会教育関係団体調査票・補助金交付申請書
- ◇会則または規約
- ◇会員名簿及び役員名簿
- ◇前年度決算書▽本年度予算書

補助金を申請しない団体については、補助金交付申請書・決算書は不用です。

受付場所・期間

区社会教育課管理係
6月30日~7月4日
午前9時~午後4時

消費者リーダー養成講座

この講座は年一回開講されています。消費者のグループをつくりたい方、消費者問題をより深く考えたい方などの参加をお待ちしています。日程は次のとおりです。

7月2日 日本経済と国民生活
7月4日 企業責任と消費者教育
7月10日 これからの消費生活
7月11日 消費者運動について
7月14日 組織とリーダーシップ
7月15日 私のグループ活動
7月21日 雪印乳業日野工場見学

いずれも区民センター第2会議室1時半~3時半(21日を除く)

教科書展示会・開催

〇申し込み 消費経済係(内線2455)▽6月25日から受付。
〇申し込み 消費経済係(内線2455)▽6月25日から受付。
〇申し込み 消費経済係(内線2455)▽6月25日から受付。

区民キャンプ村

美し森キャンプ場
7月25日~8月10日
この山を涼しい山梨県清里高原美し森に開設します。
お友だちや家族でのみなさんと、自然環境のなかで、夏の日ときをテント生活を楽しんでみませんか。
キャンプのつどい
往復バスによる。2泊3日のコースでキャンプ指導や、楽しいレクリエーションを行います。
・参加費:おとな三千円、こども二千五百円(往復バス代等)
・日程と定員:つきのとおりです。



特別職員募集

豊島区など特別区(江戸川区を除く)では大学卒業程度の職員を次のとおり募集します。

△職種と受験資格▽事務員
土木▽建築▽機械▽電気
卒業を問わず昭和23年4月2日から29年4月1日までの出生者。
△化学▽造園▽福祉指導(児童指導員有資格者)
△食品衛生監視(有資格者)▽環境衛生監視(有資格者)▽衛生検査(有資格者)▽学生を問わず昭和21年4月2日から29年4月1日までの出生者で有資格者。
または昭和3年以後大学を卒業した方、大学卒業見込みの方。◆保護婦
昭和6年4月2日から29年4月1日までの出生者で有資格者。

住民基本台帳実態調査

アルバイト募集
希望者は履歴書、印かん持参。希望者は履歴書、印かん持参。希望者は履歴書、印かん持参。

休日のお知らせ

休館日のお知らせ
休館日のお知らせ
休館日のお知らせ

壮年体力テストを行います

壮年体力テストを行います
壮年体力テストを行います
壮年体力テストを行います

果樹体育館温水プール

果樹体育館温水プール
果樹体育館温水プール
果樹体育館温水プール

オリエンテーリング教室

オリエンテーリング教室
オリエンテーリング教室
オリエンテーリング教室

自由キャンプ

自由キャンプ
自由キャンプ
自由キャンプ

豊島区美術館

豊島区美術館
豊島区美術館
豊島区美術館

官公所だより

くわしくは当館(977101)へ
△室内につき、パーカー・バッグ等は着用しないでください。

区内在住の美術家による力作展
日本画・洋画及び彫刻・陶芸等の各部門の作品が展示されています。

△とき:7月9日(土)・午前10時~午後6時 △ところ:豊島区民センター一階総合展示場。
入場無料 △問い合わせ:社会教育係(内線3455)

税務大学研修生を募集
豊島税務署から
国家公務員として給与を受けながら法律・経済などを学び卒業後は職員としての場が約束されまが資格は30年4月2日~33年4月1日生まれ(男子) 申込期間は7月16日~7月29日まで。くわしくは972171まで。

法人事業税・郡民税
申告納税制度一部変更
豊島郡税務事務所から
このたびの改正で申告期限延長の特例が設けられたほか、次項のように改められました。なお昭和50年4月1日以降終了する事業年度の法人から適用されます。

申告期限延長の場合の徴収猶予
この取扱いには事業年度終了後2か月以内(納付すべき額額の1%を見込み納付していただきます)。
なお猶予額以外の税額を定納している場合は、見込み納付額と同額の範囲内で徴収猶予されます。猶予期間は申告期限の延長期間と合わせて3か月間です。なお、申請が必要ではありません。

徴収猶予金の場合の返済金の割合
徴収猶予期間中の返済金の割合は年7.5%ですが、公定歩合が年5.5%を超える期間中は年12.75%が限度です。くわしくは971211へ。

個人公開増設
果樹3の8果樹体育館温水プール個人公開の時間が、7月1日から9月14日まで増設されます。休日は月曜で、火曜から土曜までの午前中のみ団体貸切りですが、この期間中は個人公開とその時間併行して、日曜の午前10時~正午と日曜から土曜までの午後1時半~3時半、4時~6時、6時~8時半まで(2時30分)の入替制となります。

▽使用料金(2時間):は:
小学生 三十円
中学生 二十円
▽利用上のご注意:
・4才以上の幼児一人につき保護者一人が付き添ってください。
・小学生三人につき16才以上の一人が付き添ってください。
・なお、付添いの方は、必ず水着を着用してください。
▽中学生は……生徒証をお忘れなく
※定員は二百名です。混雑の際は入場を制限することがあります。

住宅基本台帳実態調査
アルバイト募集
希望者は履歴書、印かん持参。希望者は履歴書、印かん持参。希望者は履歴書、印かん持参。